

議案第 4 6 号

瑞穂町介護保険条例及び瑞穂町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 9 月 2 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町介護保険条例及び瑞穂町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

(瑞穂町介護保険条例の一部改正)

第 1 条 瑞穂町介護保険条例（平成 1 2 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条中「延滞金の」の次に「年 1 4 . 6 パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の 1 1 月 3 0 日を経過するときにおける日本銀行法（平成 9 年法律第 8 9 号）第 1 5 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 9 3 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以

下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改める。

（瑞穂町後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第2条 瑞穂町後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第4条中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の瑞穂町介護保険条例の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

第3条 改正後の瑞穂町後期高齢者医療に関する条例の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

新	旧
<p>目次 略</p> <p>第1条から第17条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条から第4条 略</p> <p>(延滞金の割合等の特例)</p> <p>第5条 当分の間、第8条に規定する延滞金の年 <u>14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)</u>が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、<u>その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。</u></p> <p>第6条 略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p>	<p>目次 略</p> <p>第1条から第17条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条から第4条 略</p> <p>(延滞金の割合等の特例)</p> <p>第5条 当分の間、第8条に規定する延滞金の <u>_____年 7.3 パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の 11 月 30 日を経過するときにおける日本銀行法(平成 9 年法律第 89 号)第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合をいう。)</u>が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、<u>その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に 0.1 パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</u>とする。</p> <p>第6条 略</p>

第2条 改正後の瑞穂町介護保険条例の規定
は、延滞金のうち平成26年1月1日以後
の期間に対応するものについて適用し、同
日前の期間に対応するものについては、な
お従前の例による。

第3条 略

第2条による改正

瑞穂町後期高齢者医療に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第10条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条から第3条 略</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第4条 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 改正後の瑞穂町後期高齢者医療に関する条例の規定は、延滞金のうち平成26</p>	<p>第1条から第10条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条から第3条 略</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第4条 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の____年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合)とする。</p>

年1月1日以後の期間に対応するものにつ
いて適用し、同日前の期間に対応するもの
については、なお従前の例による。